

【岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案】

項 目		省令（案文）	区 分
学級の編制及び職員に関する基準	学級の編制に関する基準	<p>1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p>	従うべき基準
	職員数	<p>1 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）に直接従事する職員の数は、以下に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>（1）満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人</p> <p>（2）満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人</p> <p>（3）満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人</p> <p>（4）満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人</p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するときは、この限りではない。</p>	従うべき基準
		<p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くように努めなければならない。</p> <p>（1）副園長又は教頭</p> <p>（2）主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>（3）事務職員</p>	参酌基準

<p>設備に関する基準</p>	<p>園舎及び園庭</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けるものとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでに掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p>	<p>従うべき基準</p>
-----------------	---------------	--	---------------

設備に関する基準	園舎及び園庭	<p>へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。</p> <p>(1) 1学級 180平方メートル 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$平方メートル</p> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積</p> <p>7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。</p> <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$平方メートル 3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$平方メートル ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	従うべき基準
	園舎に備えるべき設備	<p>1 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>(1) 職員室</p>	従うべき基準

設備に関する基準	園舎に備えるべき設備	<p>(2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る）</p> <p>(3) 保育室</p> <p>(4) 遊戯室</p> <p>(5) 保健室</p> <p>(6) 調理室</p> <p>(7) 便所</p> <p>(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は学級数を下ってはならない。</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について外部搬入を行う場合、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。この場合において当該幼保連携型認定こども園は、食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>6 設備の面積は、次に掲げる面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室 満2歳未満の園児のうち、ほふくしない子ども1人につき1.65平方メートル</p> <p>(2) ほふく室 満2歳未満の園児のうち、ほふくする子ども1人につき3.3平方メートル</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル</p>	従うべき基準
		<p>7 園舎には、次に掲げる設備を備えるように努めなければならない。</p> <p>(1) 放送聴取設備</p> <p>(2) 映写設備</p>	参酌基準

設備に関する基準	園舎に備えるべき設備	(3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室	参酌基準
	園具及び教具	1 学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	参酌基準
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。 (2) 教育に係る標準的な1日あたりの時間は、4時間であること。	従うべき基準
		(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日あたりの時間は、8時間とすること。	参酌基準
		2 保育時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	参酌基準
	子育て支援事業の内容	保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	参酌基準
	掲示	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	参酌基準
学校教育法施行規則の準用	教育	学校教育法施行規則第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。	従うべき基準
児童福祉	人格の尊重	園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	参酌基準

施設の設備及び運営に関する基準の準用	地域との連携等	地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌基準
	設備	法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	参酌基準
	職員の資質向上及び研修機会の確保	1 職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準
	差別的取扱いの禁止	園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準
	虐待等の禁止	職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号（※下記参照）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為 ・被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ・被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ・被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	従うべき基準
	懲戒に係る権限の濫用禁止	園長は、園児に対し児童福祉法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準
	食事	1 保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法（当該施設の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）に	従うべき基準

<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p>	<p>食事</p>	<p>より行わなければならない。 2 食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の園児を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。 5 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>秘密保持等</p>	<p>1 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>苦情への対応</p>	<p>1 行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 行った教育及び保育並びに子育ての支援について、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>
	<p>設備の基準</p>	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	<p>従うべき基準</p>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	設備の基準	階区分	施設又は設備	従うべき基準		
		2階	常用		1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用		1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		4階以上	常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
			避難用		建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に				

<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p>	<p>設備の基準</p>	<p>至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>食事の提供方法の特例</p>	<p>次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>（1）園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>（2）幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>（4）園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることが</p>	<p>従うべき基準</p>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	食事の提供方法の特例	<p>できること。</p> <p>(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	従うべき基準
	家庭との連絡	園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌基準
	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの基準	幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該児童福祉施設幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	ただし書は従うべき基準、その他は参酌基準
	他の学校又は社会福祉施設等の設備を兼ねるときの基準	幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校又は社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。	ただし書は従うべき基準、その他は参酌基準
幼稚園設置基準の準用	幼稚園設置基準の準用	<p>1 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	従うべき基準
附則	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	<p>1 施行日から起算して5年間は、幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 当分の間、幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園の設備については、なお従前の例によることができる。</p>	従うべき基準
	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士資格を有する者は、副園長又は教頭となることができる。	従うべき基準

<p>附則</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置に係る特例</p>	<p>1 施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる基準を満たせば当分の間、新基準を満たさなくて良い</p> <p>(1) 保育室等が1階にない場合、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えること。</p> <p>(2) 園庭の面積は、次に掲げる面積以上とする。</p> <p>2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</p> <p>3学级以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</p> <p>(3) 設備の面積</p> <p>乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児でほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児でほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>2 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる基準を満たせば当分の間、新基準を満たさなくて良い</p> <p>(1) 保育室等が1階にない場合、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこと。</p> <p>(2) 園舎の面積は、満3歳以上の園児数に「園舎及び園庭」第6項の規定により算出した面積</p> <p>(3) 園庭の面積</p> <p>3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園等を廃止し、当該幼稚園等と同一の所在場所において、当該幼稚園等の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。なお、この場合、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 園児が安全に移動できる場所であること。</p> <p>(2) 園児が安全に利用できる場所であること。</p> <p>(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。</p> <p>(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p>	<p>従うべき基準</p>
-----------	----------------------------	---	---------------

別表1

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋内階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

【岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案】

項 目		省令（案文）	区 分
総則	最低基準と家庭的保育事業者等	<p>1 家庭的保育事業者等は、市町村が条例で定める基準（以下、最低基準という。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	参酌基準
	家庭的保育事業者等の一般原則	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業所等（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下、次の6、「保育所等との連携」の（2）、「家庭的保育事業所等と非常災害」の1、「衛生管理等」の2及び3、「食事」及び「食事の提供の特例」の各項目において同じ。）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参酌基準
	保育所等との連携	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。	従うべき基準

<p>総則</p>	<p>保育所等との連携</p>	<p>以下、この項目、「衛生管理等」の1及び2、「食事」の1及び5、「食事の提供の特例」の各項目において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合は「利用定員の設定」における「その他の乳幼児又は幼児」に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育(児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育をいう。)又は保育を提供すること。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>家庭的保育事業所等と非常災害</p>	<p>1 家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよ</p>	<p>参酌基準</p>

総則	家庭的保育事業所等と非常災害	うに努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	参酌基準
	家庭的保育事業等の職員の一般的要件	家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌基準
	家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等	1 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準
	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	ただし書は従うべき基準、その他は参酌基準
	利用者を取り扱う原則	家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準
	虐待等の禁止	家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準
	懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準

<p>総則</p>	<p>衛生管理等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 	<p>参酌基準</p>
	<p>食事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 	<p>従うべき基準</p>

<p>総則</p>	<p>食事の提供の特例</p>	<p>1 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（１）利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>（２）当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>（３）調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>（４）利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>（５）食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育等の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>（１）連携施設</p> <p>（２）当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法</p>	<p>従うべき基準</p>
-----------	-----------------	--	---------------

<p>総則</p>	<p>食事の提供の特例</p>	<p>人又は関連法人が運営する小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>（3）学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>利用者及び職員の健康診断</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>

<p>総則</p>	<p>家庭内保育事業所等内部の規程</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	<p>参酌基準</p>
	<p>家庭的保育事業所等に備える帳簿</p>	<p>家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>
	<p>秘密保持等</p>	<p>1 家庭的保育事業等の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>苦情への対応</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の</p>	<p>参酌基準</p>

総則	苦情への対応	規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌基準
家庭的保育事業	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準
	職員	<p>1 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以</p>	従うべき基準

家庭的保育事業	職員	<p>上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。</p> <p>(2) 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従うべき基準
	保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌基準
小規模保育事業	小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従うべき基準
小規模保育事業A型	設備の基準	<p>小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>1 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準

<p>小規模保育事業A型</p>	<p>設備の基準</p>	<p>2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>3 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>4 満2歳以上の幼児（保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものを受け入れられる場合にあつては、当該児童を含む。以下の項目において同じ）を利用させる小規模保育事業A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>5 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第11</p>	<p>調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準</p>
------------------	--------------	--	---------------------------------

<p>小規模保育事業A型</p>	<p>設備の基準</p>	<p>2条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>(小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業に準用する)</p>	<p>調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準</p>
	<p>職員</p>	<p>1 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね2</p>	<p>従うべき基準</p>

小規模保育事業A型	職員	<p>0人につき1人（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
小規模保育事業B型	職員	<p>1 小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準
	設備の基準	小規模保育事業A型の規定に準じる。	参酌基準

小規模保育事業B型	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
小規模保育事業C型	設備の基準	<p>1 小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業A型の設備の基準に掲げる要件に該当するものであること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準

小規模保育事業C型	職員	<p>1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従うべき基準
	利用定員	小規模保育事業所C型は、児童福祉法第6条の3第10項の規定に関わらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	従うべき基準
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	<p>1 居宅訪問型保育事業を行う者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	従うべき基準

居宅訪問型保育事業	設備及び備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌基準
	職員	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児（児童福祉法第6条の3第11項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の数は1人とする。	従うべき基準
	居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従うべき基準
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	事業所内保育事業	利用定員の設定	事業所内保育事業を行う者は、次の表（別表2）の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう）の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠をもうけなければならない。
設備の基準		事業所内保育事業（利用定員20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）	調理設備については従うべ

<p>事業所内 保育事業</p>	<p>設備の基 準</p>	<p>を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 3 ほふく室の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 4 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 5 満2歳以上の幼児（保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものを受け入れられる場合にあつては、当該児童を含む。以下の項目において同じ）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所を設けること。 6 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 7 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 8 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること。 ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよ 	<p>き基準、その他は参酌基準</p>
----------------------	-------------------	--	---------------------

<p>事業所内 保育事業</p>	<p>設備の基 準</p>	<p>うに設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	<p>調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準</p>
	<p>職員</p>	<p>1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回</p>	<p>従うべき基準</p>

事業所内 保育事業	職員	<p>ることはできない。</p> <p>2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	従うべき基準
	連携施設に関する特例	<p>保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準
	保育時間	<p>家庭的保育事業の規定に準じる。</p>	参酌基準
	保育内容	<p>家庭的保育事業の規定に準じる。</p>	従うべき基準
	保護者との連絡	<p>家庭的保育事業の規定に準じる。</p>	参酌基準
	職員	<p>1 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。)を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に</p>	従うべき基準

事業所内 保育事業	職員	勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準
	設備の基準	小規模保育事業A型の規定に準じる。	参酌基準
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準
附則	食事の提供の経過措置	この省令の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	従うべき基準
	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準
	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従うべき基準

別表1

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋内階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

別表2

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

【岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

項 目		省令（案文）	区 分
利用定員に関する基準	利用定員	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）以下「法」という。）の数を20名以上とする。	従うべき基準
		利用定員は、法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。	従うべき基準
運営に関する基準	内容及び 手続の説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準
		特定教育・保育施設は、利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法で提供することができる。	参酌基準
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従うべき基準
		特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。また、選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。	従うべき基準
		特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総	従うべき基準

運営に関する基準	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	従うべき基準 参酌基準
	あっせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準
	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。（※）	参酌基準
	支給認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、支給認定の変更については、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。（※）	参酌基準
	心身の状況の把握	特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参酌基準
	小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。（※）	参酌基準
	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。（※）	参酌基準

運営に関する基準	利用者負担額等の受領	<p>特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p>	従うべき基準
		<p>特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p>	従うべき基準
		<p>特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p>	従うべき基準
		<p>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従うべき基準
		<p>特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	従うべき基準
		<p>特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	従うべき基準

運営に関する基準	施設型給付費等の額に係る通知等	特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知すること。	参酌基準
		特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付すること。	参酌基準
	特定教育保育の取扱方針	次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ② 認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない） ③ 幼稚園 幼稚園教育要領 ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	従うべき基準
	特定教育保育に関する評価等	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌基準
	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。（※）	参酌基準
	緊急時等の対応	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速	参酌基準

運営に関する基準		やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)	
	市町村への通知	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌基準
	運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥ 認定区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他重要事項</p>	参酌基準
	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	参酌基準
		特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。	参酌基準
		職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準
	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌基準

運営に関する基準	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (※)	参酌基準
	平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (※)	従うべき基準
	虐待等の禁止	職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (※)	従うべき基準
	懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。 (※)	従うべき基準
	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (※)	従うべき基準
		職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 (※)	従うべき基準
		特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。 (※)	従うべき基準
	情報の提供等	特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。また、当該施設について広告する場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (※)	参酌基準
	利益供与等の禁止	当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 (※)	参酌基準

運営に関する基準	苦情解決	提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参酌基準
		苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	参酌基準
		苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(※)	参酌基準
		提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)	参酌基準
		市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(※)	参酌基準
	地域との連携	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌基準
	事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した際の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。(※)	従うべき基準
		子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)	従うべき基準
		事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)	従うべき基準
		賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(※)	従うべき基準

運営に関する基準	会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (※)	参酌基準
	記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌基準
		支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 教育・保育の提供記録 ③ 支給認定保護者に関する市町村への通知 ④ 苦情内容 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った措置	参酌基準
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準	特別利用保育を提供する際には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守すること。	従うべき基準
		特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準
	特別利用教育の基準	特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。	従うべき基準
		特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準

(注) 省令(案文)中、(※)の規定については、特定地域型保育事業に準用する。

2 特定地域型保育事業の運営に関する基準

項 目		省令（案文）	区 分
利用定員に関する基準	利用定員	<p>利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>① 家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>② 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下</p> <p>③ 小規模保育事業C型 6人以上10人以下</p> <p>④ 居宅訪問型保育事業 1人</p>	従うべき基準
		<p>上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	従うべき基準
運営に関する基準	内容及び 手続の説明 及び同意	<p>利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</p>	従うべき基準
		<p>利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法で提供することができる。</p>	参酌基準
正当な理由のない提供拒否の禁止等		<p>特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準
		<p>特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。また、選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。</p>	従うべき基準
		<p>特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>	参酌基準
あっせん、調整及び要請に対		<p>特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1</p>	従うべき基準

運営に関する基準	する協力	項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	
	心身の状況等の把握	地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるものとする	参酌基準
	特定教育保育施設等との連携	特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）	従うべき基準
		居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従うべき基準
		特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする	参酌基準
	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従うべき基準
		特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとする。	従うべき基準
		当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。	従うべき基準
		特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認	従うべき基準

運営に関する基準	利用者負担額等の受領	<p>定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従うべき基準
		<p>特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	従うべき基準
		<p>特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	従うべき基準
	特定地域型保育の取扱方針	<p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	従うべき基準
	特定地域型保育に関する評価等	<p>提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌基準
	運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p>	参酌基準

運営に関する基準	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 	参酌基準
	勤務体制の確保等	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	参酌基準
		<p>特定地域型事業所ごとに当該特定地域型保育事業所の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。</p>	参酌基準
		<p>職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌基準
	定員の遵守	<p>特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。</p>	参酌基準
	記録の整備	<p>特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	参酌基準
		<p>支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定地域型保育の提供に当たっての計画 ② 特定地域型保育の提供記録 ③ 支給認定保護者に関する市町村への通知 ④ 苦情内容 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った措置 	参酌基準
	準用	<p>特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。</p>	

特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。	従うべき基準
		特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準
	特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従うべき基準
		特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準
附則	特定保育所に関する特例	特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする	従うべき基準
		特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従うべき基準
	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従うべき基準
	施設連携に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる	従うべき基準